

北本市空き家等の適切な管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、空き家等の適切な管理に関し、必要な事項を定めることにより、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その良好な生活環境の保全を図り、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月27日法律第127号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 市の区域内に存する法第2条第1項に規定する空家等（1年に満たないものを含む。）をいう。

(2) 管理不全な状態 次に掲げる状態（法第2条第2項に規定する特定空家等と認められる状態を除く。）のうち市長が認めたものをいう。

ア 空き家等の建築資材等が飛散し、又は倒壊することにより、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態

イ 空き家等に植物が繁茂し、又は廃棄物が放置されることにより、防災上危険若しくは衛生上有害となるおそれのある状態

(3) 所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。

（所有者等の責務）

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空き家等が管理不全な状態にならないよう、当該空き家等の適切な管理を行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、所有者等による空き家等の適切な管理及び活用の促進並びに管理不全な状態にある空き家等及び特定空家等の発生の予防に関し、空き家等に関する対策を総合的か

つ計画的に講じるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、管理不全な状態の空き家等を発見したときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

(調査等)

第6条 市長は、管理不全な状態である空き家等があると認めるとき、又は管理不全な状態である空き家等に関する情報の提供を受けたときは、当該職員若しくはその委任した者に立入調査をさせることができる。

(空き家等の所有者等に関する情報の利用等)

第7条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空き家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用し、又は関係機関等に提供することができる。

(管理不全な状態にある空き家等に対する措置)

第8条 市長は、空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、これを改善するために必要な措置について助言又は指導することができる。

2 市長は、前項による助言又は指導をした場合において、なお改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、これを改善するために必要な措置について勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第9条 市長は、前条の規定による命令をしたにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由がなくてその命令に従わないときは、その者の氏名又は名称その他規則で定める事項を公表することができる。

(緊急安全措置)

第10条 市長は、道路、公園その他の公共の場所において、空き家等に起因する人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある場合で、かつ、当該空き家等の所有者等に当該危険を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がないと認めるときは、当該危険を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じることができる。

2 市長は、前項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容を当該空き家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該空き家等の所有者等を確知することができないとき又は当該所有者等に対し通知することが困難なときは、この限りでない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、空き家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収することができる。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。